

令和 2 年 8 月 31 日
調査及び立法考査局
行政法務調査室・課

◆御依頼日：7 月 8 日

◆御依頼内容：

パチンコに関する世界各国の法律について

※ 調査対象は、G20+台湾。対象について、パチンコに関する法律の存在の有無（有る場合、その法律の概要）

御依頼の件について、以下の資料を御提供いたします。

パチンコに関する海外の事例についてまとめられたものとして、資料 1 (pp.118-120.) があります。これは、日本のパチンコの海外進出に関する事例を取り上げたものですが、各国の状況をまとめると、以下のとおりとなります。

- ドイツ・・・1982 年、西ドイツ（ミュンヘン）にパチンコ店がオープンしたが、その後、無くなってしまったようである。
- 台湾・・・1980 年代後半、日本から遊技機が輸入され爆発的に普及したが（1,500 店舗近くまで増えた。）、社会問題を引き起こし、1990 年代前半、警察が取締りを徹底した結果、1995 年の時点で 172 店舗に減った。
- 韓国・・・1980 年代以降、電子産業の育成という国策の一環としてメダルチギ（日本のパチンコ機を改良した遊技機）とリールゲーム（スロットマシンタイプの遊技機）の設置を推進したが、射幸性の高さに伴う利用者のギャンブル依存症の多発や違法営業が相次ぎ、2006 年、韓国政府は全面禁止を決定した。
- グアム（アメリカ自治領）・・・2013 年日本の企業が出店した。遊技機の輸出だけでなく、サービス商品全体として輸出した点が注目される。

上記のうち、グアムについては、昨年 10 月にパチンコなどの遊技機(gambling machine)を禁(ban)する法案が議会に提出されたことを報じた現地紙の記事（資料 2）がありましたので、御提供いたします（なお、同法案が成立したという情報は見当たりませんでした。）。また、台湾・韓国について、それぞれ以下の資料を御提供いたします。

○ 台湾（資料 3～資料 5）

台湾では、「電子遊戯場業管理条例」により、パチンコ店を 18 歳未満立入禁止の電子遊戯場業として位置付け、その営業許認可や禁止事項（現金の提供禁止等）について定めています（資料 3・資料 4）。同条例の内容を詳しく説明した日本語資料は見当たりませんでした。御参考として、台湾政府のウェブサイトに掲載されている同条例の条文（英語）を御提供いたします（資料 5）。第 5 条第 1 項に電子遊戯場業の区分の規定（パチンコ店は(2) Restricted rate の電子遊戯場業に該当すると考えられます。）、第 14 条に現金の提供禁止の規定があります。なお、資料 3・資料 4 によれば、台北市においては、1990 年代後半以降はパチンコ店の営業の新規許可が下りていないとのこと。

○ 韓国（資料 6～資料 9）

上記（資料 1）の内容について、より詳しく述べたものとして、資料 6 があります。これによると、2000 年以降、日本のパチンコ台を改造したメダルチギが流行したものの、2006 年、パダイヤギ事件（不当な高配当が出るようにした変造した機械の許認可、禁止されている換金行為を巡る贈収賄事件）が起きたことを受け、警察庁が通達を出し、ほぼ全てのパチンコ台を撤去したとされます（資料 6, p.27.）。なお、この撤去に関して、警察庁の通達では、「賭博行為などの規制及び処罰特例法」を適用することが明記されていたとあります（資料 6, p.30.）。同様のことについて述べたウェブ記事として、資料 7 がありますが、特例法は「射幸行為に係る規則及び処罰に関する特例法」と翻訳されています。なお、当該特例法に関する日本語資料は見当たりませんでした。

パダイヤギ事件を受けた動きとして、ゲームやゲームセンターに対する管理を強化する「ゲーム産業振興に関する法律」の一部改正や、「射幸産業統合監督委員会法」の制定が行われました（資料 8, p.21.）。射幸産業統合監督委員会法について詳細に説明した資料（資料 9, pp.64-66, 76-83.）を御参考として御提供いたします。

上記以外に G20 でパチンコがある（あった）ことが確認できた国として、中国があります。資料 10 は、上海中国自由貿易試験区内に位置するパチンコホールに関する記事です。当該試験区に関連して、今年 1 月に施行された、ゲーム遊戯設備管理規則に関する資料を御提供いたします（資料 11, pp.5-6.）。

【御提供資料】

- ・資料 1. 鍛冶博之「Chapter3 パチンコ」川満直樹編『商品と社会』同文舘出版, 2015, pp.107-135.
- ・資料 2. “Gambling ban sought: From Liberation games of chance to pachinko and similar machines,” *Pacific Daily News*, 2019.10.29. <<https://www.guampdn.com/story/news/2019/10/28/sen-telena-nelson-seeks-ban-pachinko-gambling-machines/2482037001/>>
- ・資料 3. 木村和史「遊技産業の視点 Weekly View」2016.10.22. Sankei Biz ウェブサイト <<https://www.sankeibiz.jp/business/news/161022/bsd1610220500004-n1.htm>>
- ・資料 4. 「最も気になる“あの”事情／台湾パチンコ突撃取材④」2019.3.6 更新 遊技日本ウェブサイト <<https://yugi-nippon.com/manager/post-4258/>>
- ・資料 5. “Electronic Game Arcade Business Regulation Act.” Laws & Regulations Database of The Republic of China website <<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=J0080024>>
- ・資料 6. 若宮健『なぜ韓国は、パチンコを全廃できたのか』祥伝社, 2010, pp.19-59.
- ・資料 7. 「258. 韓国 ③ カジノ外ゲーム機械市場」IR＊ゲーミング学会 ウェブサイト <<http://www.jirg.org/archives/2098/>>
- ・資料 8. 白井京「【韓国】第17代国会で成立した主要法律」『外国の立法』(236), 2008.7, pp.18-23.
- ・資料 9. 藤原夏人「韓国のギャンブル依存症対策」『外国の立法』(269), 2016.9, pp.60-83.
- ・資料 10. 「<コラム>賭博は違法の中国、上海にあるパチンコ屋に行ってみると…」2017.1.19. Record China ウェブサイト <https://www.excite.co.jp/news/article/Recordchina_20170115008/?p=3>
- ・資料 11. 「中国最新法令<速報>」(327), 2019.12.27. 森・濱田松本法律事務所ウェブサイト <<http://www.mhmjapan.com/content/files/00041029/20191227-092101.pdf>>

担当：行政法務課 高山 善裕（内線：衆議院から 98-22112 / 参議院から 970-22112）